

じゅうろく年金定期預金規定

この規定で定めのない事項については自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）（通帳式）（以下「スーパー定期」といいます）の規定を準用します。

1. 取扱条件

- (1) じゅうろく年金定期預金（以下「この預金」といいます）は、以下の①から③を条件として、預入期間を1年間とする自由金利型定期預金（M型）の預入日の利率（以下「基準利率」といいます）に、当行所定の利率を上乗せしたもの（以下「上乗せ利率」といいます）を「約定利率」とします。
 - ① 当行で公的年金を継続的にお受け取りの方
 - ② 新たに当行で公的年金のお受け取り手続きをしていただける方
ただし、この預金の満期日までに公的年金の入金がなされることが必要です。
 - ③ 制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方
- (2) 対象となる公的年金の種類は当行で別途定めます。
- (3) この預金の預入期間は1年とし、預入限度額を100万円とします。
- (4) この預金は通帳への預入のみとします。
- (5) この預金は当行の複数の店舗で年金のお受け取りがあったとしても、1か店のみでのお取り扱いとします。
- (6) 当行が定める公的年金の継続的な入金がない場合等の取扱条件未充足の場合は、他の定めにかかわらず当初預入日（継続をしたときはその継続日）に遡って「基準利率」で利息を計算し、以後は預入期間を1年間とする「スーパー定期」に切り替えます。この場合、この預金の解約及び「スーパー定期」の新規預入申込等の手続きは不要とし、優遇金利は適用しません。

2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間のじゅうろく年金定期として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続時点で当行が定める「上乗せ利率」を、継続日における「基準利率」に加えた利率とします。「上乗せ利率」は、経済情勢等を勘案の上、当行が独自に決定するものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. 利息

- (1) この預金の利息については、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記2.(2)の利率）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息は満期日にあらかじめ指定された普通預金口座への入金により支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満
解約日における普通預金利率
 - ② 6か月以上1年未満
預入日における店頭表示の「スーパー定期」の「6か月」利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上
2025年4月1日現在